

# ほけんだより4月

江戸川区立大杉第二小学校

令和8年4月6日(月)

## ご入学・ご進級おめでとうございます!

やわらかな日差しのもと、新学期がスタートしました。お子様のご入学、ご進級おめでとうございます。『ほけんだより』では、保健行事等の他に、体や心についてのお知らせをしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4月から6月にかけて健康診断が続きます。それに伴って提出物も多くあります。特に尿検査については提出日が決まっており、提出がされないと決まった回収日にしか提出ができません。お忙しい中とは思いますが、期日を守ってのご提出をよろしくお願いいたします。

### 定期健康診断の予定

日にち	検診項目	対象学年	時間・提出方法
8日(水)	発育測定・視力検査・聴力検査 【聴力は4・6年除く】	2・5・6年	1～4校時
9日(木)		1・3・4年	1～4校時
15日(水)	内科検診①	4・5・6年	9時30分～
	尿検査容器配付	全学年	
17日(金)	尿検査 回収①	全学年	起床時に採取し、 1校時開始までに提出
22日(水)	内科検診②	1・2・3年 前回欠席児童	9時30分～
30日(木)	眼科検診	4・5・6年	1～4校時



◆歯みがきは、**4月13日(月)**から開始します。歯ブラシとプラスチック製のコップのご準備をお願いします。学校では、歯みがき粉は使用しません。歯ブラシの毛先が開いていないか、定期的に点検をお願いします。

◆フッ化物洗口は、**5月25日(月)**から開始します。



## ほけんしつは、こんなときにつかうお部屋です

すりきずなど、けがの・・・



ぐあいがわるいときの・・・



からだや心のなやみごとの・・・



保健室では  
継続した手当では  
できません。



ほけんしつでは  
おくすりほだせません!



### 保護者の方へ

～災害共済給付制度について～

災害共済給付制度とは、お子さんが「学校の管理下」でけがなどを負った際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。給付対象となる「学校の管理下の範囲」は以下の通りです。

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定期間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他(学校外での授業、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路など)

負傷(ねんざ・骨折など)や疾病(熱中症など)では、原則的に初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上(本人負担分1,500円以上)の場合に給付対象となります。なお、申請の際には、受診した医療機関による証明が必要です。



### ～選定療養費について～

初診の際に、紹介状を持たず病床200床以上の病院で受診した場合、全額自己負担となります。災害共済給付制度外の取り扱いとなります。